

IV. 日本電気泳動学会奨励賞（服部賞）規程

1. 会則第3条（3）に基づき本規程を定める。
2. 本会は故服部連太郎氏のご遺族から個人の遺志として寄贈された日本電気泳動学会常光服部連太郎基金（500万円）を特別会計として管理する。
3. 本会は、電気泳動に関する研究成果の発表を国内外において活発に行い、また当学会主催の研究集会あるいは当学会機関紙において優秀な発表をした会員歴2年以上の正会員または準会員であって、原則として50歳以下の者に日本電気泳動学会奨励賞（服部賞）を贈り、これを表彰する。
4. 賞は賞状および副賞からなる。
 - 2) 副賞（1件3万円）は日本電気泳動学会常光服部連太郎基金を以てあてる。
5. 授賞は毎年2件以内とする。
6. 受賞者の選考は評議員の推薦に基づいて服部賞選考委員会が行う。
 - 2) 委員会は会長が委嘱した若干名の委員によって構成する。
 - 3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4) 委員会に委員の互選により選出された委員長を置く。
 - 5) 委員長は委員会の運営を統括し、受賞者を決定する。
 - 6) 委員長は選考結果を理事会で報告し、承認を得る。その後、選考経過を評議員会、総会で報告する。
7. 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年、委員会指定の期日までに、候補者の氏名、所属、発表論文リスト（著者全員の氏名、題名、掲載誌名、年、間、ページ）、推薦理由書（400字以内）、候補者の略歴、研究業績を電子媒体として本会事務局に提出する。
8. 日本電気泳動学会理事会で受賞者を承認し、学会事務局より本人に通知する。受賞者は、その年の学術大会において受賞講演を行い、会長から賞状と副賞を授与される。また、受賞者は日本電気泳動学会誌に論文を1年以内に投稿する。
9. この規程に定めること以外については理事会が協議して決定する。
10. 本規程は、平成26年4月1日より施行される。